

「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」

【インバウンド販売モデル型 公募（2次）要領】

（受付期間）＊申請手続の詳細は、P. 7以降をよくご確認ください。

受付開始：令和5年 6月5日（月）

受付締切：令和5年 7月7日（金）12：00 [締切厳守]

◇申請書類は、特設Webサイトの応募ページよりご申請ください。やむを得ない理由により申請フォームからの提出が困難な場合には、事前に事務局までご相談ください。

（本事業のお問い合わせ先）

◇インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業
事務局 TEL：03-5796-5182

◇事務局の対応時間は、9：30～17：30（土日祝日を除く。）となります。本公募要領及び以下の特設Webサイトに掲載する情報をご覧いただいた上で、ご不明な点があればお問い合わせください。

（特設WebサイトURL） <https://inbound-contents.snavy.jp/>

令和5年5月

インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業 事務局

【目 次】

I. 本事業の目的と内容.....	1
1. 本事業の目的.....	1
2. 本事業の流れ.....	1
II. 補助対象事業者及び補助内容.....	3
1. 補助対象事業者の要件.....	3
2. 補助内容.....	3
III. 申請手続.....	7
IV. 採択事業者の選定.....	8
V. その他、重要説明事項.....	9

I. 本事業の目的と内容

1. 本事業の目的

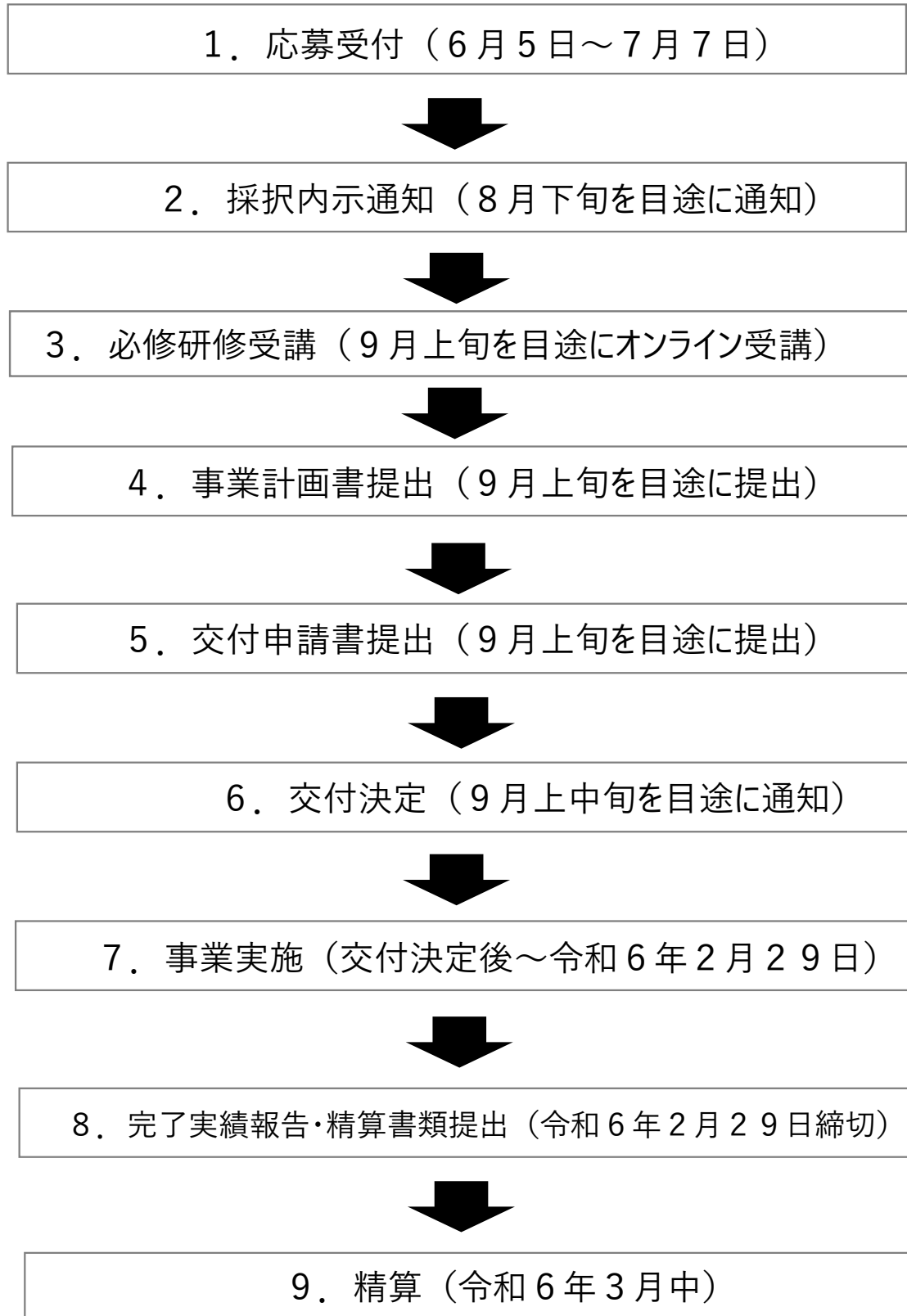
この補助金は、本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、観光事業者が連携してインバウンド向けに地域に根差した観光資源を磨き上げから販路開拓まで一貫した支援を実施する事業です。

2. 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは、以下のとおりです。

- (1) 補助を受けようとする事業者は、事業計画書を含む、応募書類一式を記入の上、特設 Web サイトにて入力・提出してください。
- (2) 提出書類に基づき、有識者を含む選定委員会にて審査を行った上で、事務局より結果を通知します。
- (3) 採択の通知を受けた事業者（以下「採択事業者」という。）には、その後必修のオンライン研修を受講していただきます。
- (4) 採択事業者には、研修を踏まえて事業計画書を見直し、通知された額の範囲内で必要に応じて内容を修正の上、交付申請書と併せて提出していただきます。
- (5) 採択事業者は、交付決定の通知を受けた後、事業を開始することができます。
- (6) 採択事業者は、策定した事業計画書に基づき、事務局の伴走支援を受けながら事業を実施します。伴走支援として、専門家による助言指導などを用意しています。
- (7) 採択事業者は、事業終了後、実施した事業の結果を報告するとともに、証憑等の精算に係る書類を事務局に提出します。事務局による審査を経て、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認められた場合、Ⅱ. 2 (3) に該当する費用について、補助を受けることができます。

<本事業の流れ>



II. 補助対象事業者及び補助内容

本補助金には、「一般型」、「インバウンド販売モデル構築型」、「高付加価値コンテンツ型」の三類型があります。

- ① 一般型：「インバウンド販売モデル構築型」「高付加価値コンテンツ型」以外の事業
- ② インバウンド販売モデル構築型：過去観光庁事業に採択された旅行商品について、本事業を通してインバウンド向けのコンテンツ改善とあわせて、販路基盤整備等を行う事業
- ③ 高付加価値コンテンツ型：期間限定、特別な体験等の高付加価値コンテンツを創出し、販売する事を前提にした取組

※「一般型」、「高付加価値コンテンツ型」の要件・補助対象経費等は、「インバウンド販売モデル構築型」と異なりますので、各類型の公募要領をご確認ください。

※「一般型」、「インバウンド販売モデル構築型」、「高付加価値コンテンツ型」の重複応募はできません。

※有識者を含む委員会の審査結果によっては、公募時と異なる類型にて採択となる場合があります。

1. 補助対象事業者の要件

以下の要件を全て満たす者を、本補助金の補助対象事業者とします。

- ・ 地域の関係者と連携すること。
- ・ 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間企業等であること。
- ・ 地方公共団体でない場合は、事業に係る全ての市区町村の同意を得ること。

かつ、以下のいずれかの要件にあてはまること

- ・ 看板商品創出事業（※1）に採択され、コンテンツタリフが完成しており、かつ、旅行商品として販売されていること又は販売の準備が整っていること。
- ・ 誘客多角化事業（※2）、域内連携事業（※3）に採択され、かつ、現在も旅行商品として継続販売されていること又は販売の準備が整っていること。
- ・ その他過去の観光庁事業（令和2年度以降）に採択され、かつ、現在も旅行商品として継続販売されていること又は販売の準備が整っていること。

※1 令和3年度経済対策関係予算「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」

※2 令和2年度補正予算「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」

※3 令和2年度3次補正予算「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」

2. 補助内容

(1) 補助対象事業について

以下の要件を全て満たす事業を、本補助金の補助対象とします。

- ・ 観光事業者が連携して地域に根差した、ツアー、アクティビティ、体験、イベント等のコンテンツの磨き上げを図る取組であること。
- ・ 地域の産業連携を通じて観光消費拡大を図る取組であること。
- ・ 国内居住者もターゲットとしつつも、インバウンド向けの取組であること。
- ・ 事業期間内において、モデルツアーをはじめとした、地域に実際に旅行者が訪れる取組、販路形成、プロモーションなど、販売を想定した総合的な取組であること。
- ・ 本事業終了以降、磨き上げたコンテンツを販売する、又は継続的に実施することを前提とした取組であること。
- ・ 造成するコンテンツ等に関する観光資源について、多くの訪日外国人旅行者が活用する地図検索サービスにおいて、コンテンツに関する情報を入力すること。
- ・ 磨き上げたコンテンツについては、コンテンツタリフやOTA掲載用情報入力フォーマット等を作成し、提出すること。(観光庁が推薦する標準フォーマット活用を推奨)
- ・ 事業費が600万円以上の取組であること。
- ・ 販売モデル構築を実施する旅行商品に対する、インバウンド受入の為の他言語化を行うこと。
- ・ プロモーションを行う場合にはインバウンド向けに他言語による情報発信を行うこと。

(2) 補助額

本補助金の補助率及び補助上限額は、以下の通りです。

補助率：400万円まで定額（10/10）

400万円を超える部分については1/2

補助上限額：1,250万円

<参考>

事業費が600万円の場合の補助額は500万円となります。

(400万円+100万円(200万円×1/2))

(3) 補助対象経費

本補助金の補助対象経費は、以下の通りとします。

① 観光資源を活用したコンテンツの造成に係る経費(事業費の20%以上とする)

- ・ 観光コンテンツ、旅行商品等の企画開発
- ・ 名産品の企画開発
- ・ ワークショップ、協議会等の開催
- ・ 専門家からの意見聴取
- ・ ガイドの育成
- ・ 観光イベントの実施
- ・ 共通クーポン券等の企画開発
- ・ 観光戦略の策定
- ・ 地域事業者や地域住民に対するセミナーの開催
- ・ 造成したコンテンツに関するモニターツアーの開催
- ・ インバウンド受入に係る他言語対応等における経費 等

② 備品の購入・設備の導入に係る経費(事業費の25%以下とする)

- ・ コンテンツの造成やインバウンド受入等に必要となる備品の購入や設備の導入 等

③ 販路基盤整備・プロモーションに係る経費

- ・ 造成したコンテンツを販売するために必要となる写真、動画、ホームページ、チラシ、パンフレット等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成
- ・ 造成したコンテンツのインバウンドも含めた販路拡大を目的とした販路基盤整備・プロモーションに係る経費
- ・ 造成したコンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘 等

(4) 補助対象外経費

補助対象外となる経費は、以下の通りです。

- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 交付決定前に発生した経費
- ・ 事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・ 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費

- ・ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・ 本事業における資金調達に必要となった利子
- ・ モニターツアー参加者の実施場所への旅費、間接補助事業者の出張等の旅費 等

(5) 補助対象経費の精算

本事業の実施期間は、補助金の交付決定日から令和6年2月29日までです。この実施期間内に、コンテンツ造成等の具体的な事業の実施だけではなく、完了実績報告書を含む、全ての精算書類の提出を済ませるようお願いいたします。期間内に補助事業を完了できなかった場合は、補助金の交付を受けられない場合がありますのでご注意ください。

(6) 留意点

- ・ 災害等の予期できない事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象とします。
- ・ 観光庁内の他事業への重複申請は可能です。ただし複数採択となった場合は、いずれか一方の申請を取り下げることとします。

Ⅲ. 申請手続

申請者は、締切までに必要な書類を全て揃え、電子申請により提出してください。
申請書類の受付期間、申請ページのURL等は、以下のとおりです。

(1) 申請書類の受付期間

受付期間：令和5年6月5日（月）～令和5年7月7日（金）12：00

- ※ 〆切時刻までに手続きが完了するよう、時間に余裕を持って申請して下さい。
- ※ 申請後、24時間以内に事務局より申請を受け付けた旨のメールをお送りします。
メールが届かない場合は、申請手続きが完了していない可能性がございますので、
お手数ですが事務局までご連絡ください。

(2) 申請ページ（特設Webサイト内）

URL： <https://inbound-contents.snavy.jp/>

※ やむを得ず、電子申請が困難な場合は、事務局までご相談ください。

インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業 事務局 TEL：03-5796-5182

(3) 提出書類

以下の提出書類を全て申請ページより提出してください。

提出書類名	様式	提出方法
事業計画書	様式1	Webフォーム上にて直接入力して提出
費用積算書	様式2	Webフォーム上にて直接入力して提出
事業実施スケジュール	様式3	Webフォーム上にて直接入力して提出
事業概要	様式4	PowerPoint形式で申請ページにて提出
市区町村の同意書	様式5	PDF形式で申請ページにて提出
連携先の同意書	様式6	PDF形式で申請ページにて提出

(4) 留意点

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ・ 提出書類に記載する文言や、掲載する写真は公表可能なものを使用してください。
- ・ 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

IV. 採択事業者の選定

(1) 選定方法

- ・ 有識者を含む委員会において、「(2) 選定の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。
- ・ なお、募集締切り後に、必要に応じて、申請者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 選定の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。

- ① 持続可能な観光地域づくりへの寄与
- ② 独自性・新規性
- ③ 具体性・計画性
- ④ 実施体制・持続性
- ⑤ 収益性
- ⑥ インバウンド誘客に向けた計画性

(3) 選定結果の決定及び通知

- ・ 採択する案件の決定後、8月下旬を目途に、申請者に対して結果の通知を行います。採択事業者は、内示時に別途指定する期間中に、必修のオンライン研修の受講、及び事業計画書、交付申請書の提出を行っていただきます。
- ・ 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。

(4) 留意点

- ・ 指定する期間中にオンライン研修を受講いただけない場合、採択を取り消すことがあります。
- ・ 事業計画書の提出時には、各実施内容につき、原則として2者以上からの見積書が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 採択案件の80%以上は地方部^{*}となるよう優先採択します。
※埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を除く地域

V. その他、重要説明事項

本事業に係る重要説明事項を以下のとおりご案内しますので、必ずご確認・ご理解いただいた上でご申請をお願いいたします。

1. 補助に関する注意事項

(1) 本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき実施されます。

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

応募書類等の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択の取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。

応募書類等の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

(2) 補助金交付決定の後でないとは補助事業に着手できません。

採択事業者には、補助金の交付申請を行っていただきます。審査の結果、補助金の交付（支払い）対象として認められると、事務局から「補助金交付決定通知書」が補助対象事業者に送付されます。**補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は、補助対象外**となりますのでご注意ください。また、精算後の補助金の支払いは、銀行振込方式が原則です（小切手・手形による支払は不可）。

(3) 補助事業の内容等を変更する際は、事前の承認が必要です。

補助事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、交付決定を受けた金額の範囲内で補助対象事業の内容（軽微な変更を除く。）を変更する際には、変更に係る契約前に、所定の「変更交付申請書」を提出し、変更交付決定を受ける必要があります。内容によっては、変更が認められない可能性がありますので、ご注意ください。

(4) 補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに完了実績報告書の提出がないと、補助金の支払いは行いません。

補助金の交付決定を受けた事業者は、**補助事業の完了後、補助事業で取り組んだ内容を報告する「完了実績報告書」および支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに提出しなければなりません。**もし、定められた期日までに完了実績報告書の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

(5) 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付決定金額より少なくなる場合があります。

完了実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助金の金額を算出します。

(6) 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

単価50万円(税抜き)以上の機械装置等の購入等、告示(平成22年国土交通省告示第505号)により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助対象設備投資と認められ、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分(補助対象事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず事務局に承認申請を行い、承認を受ける必要があります。事務局は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存処分制限期間等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

(7) 補助事業関係書類は終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間(令和11年3月31日まで)、観光庁や会計検査院からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

(8) 国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業は補助対象となりません。

(9) 補助対象経費における消費税の扱いについて

税制上、補助金は消費税(地方消費税を含む。以下同じ)の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人である補助事業者

- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(10) 関係会社等から調達する場合の利益等排除について

補助対象経費の中に、補助事業者の自社調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額の補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで、これらから調達した場合は、取引価格から利益等相当額を控除した金額を補助対象経費として下さい。

利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）を、利益等排除の対象とします。

- ① 補助事業者自身（自社）
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業
- ③ 補助事業者の関係会社（上記②を除く）

※ 利益等排除の対象範囲となる具体的な関係会社の範囲は、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に準じて判定して下さい。

2. 個人情報の使用目的

本事業の応募に係る提出書類等により取得した個人情報は、以下の目的以外に利用することはありません。なお、取得した個人情報は、同様の目的において、国土交通省および有識者を含む選定委員会に共有されません。

- ・本事業における審査・選考・必要な事務連絡・資料送付等の事業の進行管理のため
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工したデータを作成するため

3. 反社会的勢力の排除

次の①から④に掲げるいずれかに該当することが判明した場合は、採択を取り消します。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4. その他

本公募要領や特設Webサイト等に掲載のない細部については、事務局の指示に従うものとします。